

ヘルスキーパーを導入しませんか？

～障がい者雇用の新たなカタチ～

従業員の皆様の福利厚生の一環で、社内マッサージルームを設置して、視覚に障がいのあるマッサージ師や鍼灸師を雇用しませんか？



ヘルスキーパーとは、企業に雇用され、職場においてマッサージや鍼灸（はりきゅう）などの施術によって、従業員の疲労回復や心身の調整を図り、従業員の健康保持・増進をすすめることで業務の能率や効率の向上に寄与する仕事です。

ヘルスキーパーはすべてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を保有しており、人体の構造や病気、ツボなどについて基礎医学の知識と臨床経験を有する、健康に関するプロフェッショナルです。

福島県立視覚支援学校理療科

マッサージや鍼灸は身体が本来持つ自然治癒力を高めることで、症状の改善や軽減に効果をもたらす、身体への負担が少ない医療としても見直されており、いわゆる代替医療としても近年ニーズが高まりつつあります。

現代の高度情報化社会では、日常の業務の効率性や生産性を妨げる要因として、長時間にわたる同一姿勢での作業やOA機器業務などによる疲労の蓄積が挙げられます。それらの要因は、目の疲れ、首や肩のこり、頭痛、腰痛、さらには心身のストレスによる不眠や不安感の増大などを引き起こす恐れもあります。

マッサージや鍼灸などは、短時間の施術でも疲労やストレスの軽減・改善を図るだけでなく、業務のミスを減らしたり労働災害を防止することになり、結果的に業務の集中力や効率性の向上につながります。



ヘルスキーパーはマッサージや鍼灸を通じて、従業員の皆様の疲労・ストレス軽減と健康増進のお手伝いをいたします。

現在、従業員の健康管理に対する意識も高まるなか、様々な企業でヘルスキーパーが雇用され、視覚障がいのあるマッサージ師・鍼灸師も多く働いてています。

従業員の皆様の福利厚生の一環として、社内マッサージルームを設置して、ヘルスキーパーを導入しませんか？



また、社内の医務室と連携することで、マッサージや鍼灸を受けられる従業員の経過記録（カルテ）と定期健康診断（検診）結果とリンクさせることで、従業員の方の健康状態や心身のケアのチェックにも役立てることもできます。

マッサージルームを利用される方々に健康への意識を高める効果も期待できます。



視覚に障がいのあるヘルスキーパーの雇用は、従業員の健康の増進や業務効率性の向上のみならず、企業の障がい者雇用の法定雇用率達成の効果をもたらします。

～視覚障がいのある「ヘルスキーパー」を雇用するメリットとは～

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります（障害者雇用促進法 43 条第 1 項）。

令和 7 年現在、民間企業の法定雇用率は 2.5% です（令和 8 年 7 月からは 2.7%）。従業員を 40 人以上雇用している事業主は、障がい者を 1 人以上雇用しなければなりません。

対象となる民間企業の範囲は、常用雇用労働者数 37.5 人（令和 7 年度は 40.0 人、令和 8 年 7 月から 37.5 人）以上の事業主となります。

例えば、令和 8 年 7 月以降では、常時雇用している労働者 100 人の企業は、 $100 \text{ 人} \times 2.7\% = 2.7 \text{ 人} \div 3 \text{ 人}$ となり、障がい者雇用率制度においては、3 人以上の障がい者雇用義務があることとなります。

障がい者雇用率制度において、雇用障がい者の数を算定する際は、以下の表のとおりとなります（障がいの程度や就労労働時間によって算定数は異なります）。

	週の所定労働時間		
	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満 （短時間労働）	20 時間以上 30 時間未満 （特定短時間労働）
身体障がい者（重度以外）	1 人を 1 人として算定	1 人を 0.5 人として算定	—
身体障がい者（重度）	1 人を 2 人として算定	1 人を 1 人として算定	1 人を 0.5 人として算定
知的障がい者（重度以外）	1 人を 1 人として算定	1 人を 0.5 人として算定	—
知的障がい者（重度）	1 人を 2 人として算定	1 人を 1 人として算定	1 人を 0.5 人として算定
精神障がい者	1 人を 1 人として算定	1 人を 1 人として算定	1 人を 0.5 人として算定

ヘルスキーパーを採用している企業（一例：順不同）

1. 製造関係：エプソン(株)、サントリーホールディングス(株)、ジョンソンエンドジョンソン(株)、新日本製鐵(株)、セントラル自動車(株)、東京エレクトロン(株)、パイオニア(株)、富士電機(株)、本田技研工業(株)研究所、松下電器産業(株)、三菱重工業(株)、(株)オンワード樫山、(株)資生堂
2. 運輸：小田急電鉄(株)、川崎汽船(株)、佐川急便(株)、日本郵船(株)
3. 商事・販売：住友商事(株)、(株)伊勢丹、(株)サンリオ、(株)東武百貨店、丸紅(株)
4. 金融・保険：アメリカンファミリー生命保険会社、ソニー生命保険(株)、日本銀行損保ジャパン(株)、(株)みずほ銀行、(株)三菱東京 UFJ 銀行、東京海上日動火災保険(株)
5. 電気ガス水道：東京電力(株)

（参考資料・引用資料）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

日本視覚障害ヘルスキーパー協会ホームページ

厚生労働省・日本障害者雇用促進協会「ヘルスキーパー雇用のすすめ」

関東・甲信越地区盲学校・養成施設進路指導協議会による調査

ヘルスキーパーQ&A

Q1：ヘルスキーパーの資格は？ またどんな技術を持っていますか？

A1：ヘルスキーパーは厚生労働大臣免許の医療資格「あん摩マッサージ指圧師」もしくは「はり師」「きゅう師」を合わせて有する施術者です。3年以上の専門教育を受け、基礎医学の知識と臨床経験を持っています。健康に関するプロフェッショナルです。

Q2：マッサージルームの設置には場所や設備の条件がありますか？

A2：「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律」により、施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したもの（6.6㎡以上の専用の施術室）で、施術所開設者は、所定の事項を施術所の所在地の都道府県知事に届ける必要があります。

Q3：マッサージルームはどのように運営すればいいのでしょうか？

（ヘルスキーパーの勤務形態や施術時間・料金設定など）

A3：雇用事例をみるとヘルスキーパーの雇用は正社員、契約社員、業務委託など企業によって様々です。いずれも基本的には勤務時間や休日などは他の社員との差はありません。マッサージルームの利用時間や利用方法、予約方法、料金なども企業側で設定されるケースが多いです。

Q4：ヘルスキーパーに対する特別な社員研修や教育は必要ですか？

A4：ヘルスキーパーは社員向けにマッサージを行う専門職です。新規採用で勤務する場合においても、入社時に企業の組織形態（関係する部門）や就労規則などの基礎研修が必要ですが、職場環境の把握（社内の移動エリアの把握と単独移動）以外は、基本的にマッサージルームで行う施術手順（術式）と運営（予約管理やマッサージルームの清掃、備品管理）などを習得するだけであり、研修や教育に充てる時間は最小限で済みます。

Q5：視覚障がいのあるヘルスキーパーは一人で通勤できますか？

A5：通勤に関しては入社前に家族や福祉サービスを利用して練習を行います（盲導犬利用する場合があります）。社内の移動は入社時に数回の練習の補助をお願いします。また、通路にものを置かないことや社内では声がけなどの配慮をいただくと助かります。

Q6：視覚障がいのあるヘルスキーパーはパソコン操作はできますか？

A6：視覚障がいの程度にもよりますが、通常のPC操作ができるもの、画面拡大ソフトや音声読み上げソフトなどを利用しながら操作を行うものなど様々です。マッサージルームの予約やカルテの作成にPCを使用します。

ヘルスキーパーについてお気軽に福島県立視覚支援学校にご相談ください。

〒960-8002 福島県福島市森合町6-34

福島県立視覚支援学校

（理療科または進路指導部）

電話：024-534-2574

FAX：024-533-2470

ホームページアドレス <http://www.fukushima-sb.fks.ed.jp>



ホームページで本校の理療科の紹介と教育活動がご覧いただけます